

彩の国ホテル旅館ニュース

THE SAINOKUNI HOTEL RYOKAN NEWS

2014.3(平成26年3月)

第106号

春期号

年2回発行

「共有と結束」「連携と協働」

埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合
埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-4-17
〒330-0063 TEL 048-861-9511/FAX 048-866-2374

発行日：平成26年3月18日
発行人：編集人：池田友久

URL <http://www.saiyado.com>

今月の主な内容

経過年数「45年に短縮」で決定

固定資産評価の見直しで負担軽減が実現…1



第4地区で新年賀詞交歓会開催

越谷市の「ベルヴィ ギャザホール」…4



全旅連の平成26年度旅政連支部長会議と平成25年度第2回理事会…5

埼玉県おもてなし力向上実行委員会が、観光業関係事業者がおもてなし力の向上を図るために開催する研修会等で活用してもらうための教本「埼玉県おもてなしサポートブック」を作成…4

全国組合事務担当者研修会開く

佐藤会長が「業界が抱える喫緊の課題」で講話…9



ホテル・旅館に係る固定資産評価の見直し

平成26年度税制改正大綱で決定

経過年数は50年を45年に 27年度の評価替えから適用

「見直し」となる対象は旅館ホテルだけで別枠の分類に

「大きな達成感がある」と佐藤会長

税務当局が家屋類型間の均衡を図る

段階的な新しい折衝への可能性も

旅館ホテル業界が永年要望してきた固定資産評価の見直しについて具体的な内容が明らかになった。12月12日に決定した平成26年度の与党税制改正大綱には、「固定資産評価基準における鉄骨鉄筋コンクリート造りのホテル・旅館の用に供する家屋に係る経過年数を45年(現行50年)に短縮し、平成27年度の評価替えから適用する。」と明記された。

現行の固定資産税の経年減点補正率では経年数50年で評価額が下限の20%まで下がるとしていた。これを経過年数45年に短縮するというもので、この短縮により建築後に税が年々減額されるペースが速まり、負担の軽減につながる。平成27年度の納付分から適用される。

評価の基準となる経過年数は、建物の用途によって定められている。旅館・ホテルは「百貨店、劇場、娯楽場」と同じ類型だが、7つある類型の中で、今回、見直しとなる対象



上・正副会長会議で見直し内容について語る佐藤会長。下・12月17日に全旅連で行われた記者会見

は旅館ホテルだけで、新たに「ホテル・旅館」というカテゴリーが別枠で設けられ、8つの分類となる。

全旅連は12月17日、全旅連会長室でホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直しについて、佐藤会長と観光庁の石原大観光産業課長が出席するなか記者会見を行ったが、この中で佐藤会長は次のように語った。

◇われわれの要望が100%受け入れられたわけではないが、観議連の先生方や観光庁などの支援もあり、45年という数字を勝ち得たことは、大変ありがたく思っている。この税制改正は特別地方消費税の撤廃に次ぐものであり、達成感がある。全旅連など旅館ホテル業界は、全国の建物についての実態調査結果(躯体部分が50年、仕上部分が22年、設備部分が21.6年)を踏まえて、固定資産評価が最低現に達するまで

平成 26 年度の与党税制改正大綱に盛られた業界関連の決定事項

の経過年数を現行の 50 年から 36 年に短縮するよう要望してきた。これを国会議員や関係省庁を通して税務当局（総務省）と行った折衝では、「躯体は 50 年よりはもっと保持するだろう」などの認識が示されるなど調整では難航を極めた経緯がみられた。結果は 45 年となったが、今回の経過年数短縮による減税効果は 1 年間で 56 億円の減収につながるという試算が出されている。

「45 年」という数字となったが、「一段落ついた」という考えでいる。しかし数年先にはまた新しい段階で政治折衝するという可能性はある。

◇今回の経過年数短縮による個々の減税については、アバウトだが建築後 10 年で 2.1%、20 年で 5.2%、30 年で 10.3%、40 年で 19.8% が減額され、古くなればなるほど減額効果が大きくなると聞いている。

また、石原課長は「年数の短縮については、これまで評価基準の見直しが行われていなかったことや、また、税務当局が業界が示した実態調査や他の家屋類型間のバランスを考えたうえでの数字であることなどを考えれば、最低限のことは認めていただけたのではないかと思います」と述べた。

観議連が総会で「固定資産評価の見直し」で決議 11月20日、自民党本部に旅政連の支部長らが集結



平成 26 年度税制改正の議論を本格化させ 12 月上旬に最終結論を出すとしているなか、観議連は 11 月 20 日に自民党本部で総会を開き、観議連が総意をもって業界の要望の実現を期していくことを決議した



望月幹事長（右）とともに議事の進行を務める赤澤議員（所属議員が 200 人を超えたため事務局長代理として就任）と総会に臨んだ北堀副理事長



進捗状況を報告する国土交通省や厚生労働省などの関係諸官庁の担当官

「固定資産税の減免を求めて、頑張ろう」のシュプレヒコールを上げる支部長とこの日出席した観議連の所属の議員ら

与党の税制改正大綱には耐震改修で特例措置の創設も盛り込まれた

耐震改修における取得価格の 25% の特別償却

消費税率の 8% に引き上げと同時に、与党からは民間投資活性化等のための税制改正大綱で「既存建築物の耐震改修投資促進のための特例措置」が公表された。通常の税制改正大綱は、毎年 12 月に決定・公表されるが、消費税率引き上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、日本再興戦略に盛り込まれている民間投資を活性化されるための税制措置等を通年の年度改正から切り離して前倒しで決定された。

同特例措置は、法人税・所得税に関するもので、耐震が義務付け

2 年間分の固定資産税額の 2 分の 1 を減額

られる建物について、平成 27 年 3 月 31 日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成 26 年 4 月 1 日からその報告をおこなった日以後 5 年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価格の 25% の特別償却ができることとした。

また、固定資産税関連では、耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に政府の助成を受けて改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分から 2 年間分の固定

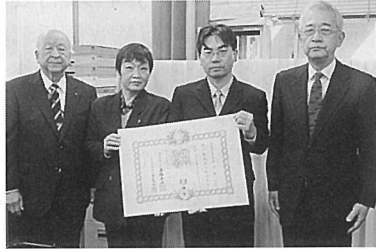
資産税額の 2 分の 1 に相当する額を減額するとした。ただし、これは改修工事の 2.5% を限度とするとしている。

生活衛生関係営業税制では、中小企業の投資活性化対策として「中小企業投資促進税制が 3 年間延長するとともに特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、特別償却または税額控除が可能となった。資本金 3000 万円超 1 億円以下の場合、現行の「30% 特別償却（税額控除なし）」が改正案では「即時償却または 7% の税額控除」、資本金 3000 万円以下の場合、現行の「30% 特別償却または 7% 税額控除」が改正案では「即時償却または 10% の税額控除」となった。

山口氏に従六位旭日双光章を授与

故山口賢一氏が従六位旭日双光章を受章

位記及び勲章伝達式は県庁内の生活衛生課で



故山口賢一氏が従六位旭日双光章を受章し、その位記及び勲章伝達式が12月2日、県庁内の生活衛生課で行われた。受章者側からは山口武夫氏、埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合の池田副理事長、篠崎専務理事＝写真＝、また、生活衛生課側からは黒崎課長、千島副課長、市川主幹らが出席した。課長は、位記・勲記を読み上げ、遺族に伝達、式辞を述べた。



「埼玉県おもてなしフォーラム」では表彰式も

「おもてなし大賞」でヘリテージ・リゾートが奨励賞受賞

埼玉県（埼玉県産業労働部観光課、企画・国際観光担当）の主催、埼玉県おもてなし力向上実行委員会（委員に埼玉旅組も）の後援による「埼玉県おもてなしフォーラム」が平成25年11月28日、浦和コソ7階ホールで行われた。この中で、第一部では、埼玉県知事のあいさつのあと埼玉県おもてなし大賞の表彰式も行われ、埼玉旅組からは、熊谷支部のヘリテージ・リゾートが奨励賞を受賞し、上田知事からどうしゃの杉田憲康氏に表彰状が贈られた＝写真＝。ヘリテージ・リゾートは社内でおもてなし賞を創設し、社員意識の向上に努めたほか、周辺観光スポットを活用した周遊プランの提供を行ったことが高く評価された。



埼玉県はそのトップランナーとして日本の再生を先導

埼玉県知事 上田 清司



埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合の皆様には健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

昨年は経済に明るい兆しが見えましたが、今年はこの流れを本格的な成長につなげることが必要です。私は、自治体が知恵を絞り、スピーディーに施策を展開することが日本の元気を取り戻すカギと考え、全国をリードする取組を進めてきました。

例えば、中小企業向けに無担保・第三者保証人なしで融資が受けられる仕組みを作りました。最近10年間の県内銀行の貸出金残高の増加額は全国2位と、企業活動の活発さを物語っています。

企業誘致でも、個々の企業のニーズに応じた迅速なサービスをワンストップで提供することで平成17年からの誘致実績は675件となり、約2万2千人の新規雇用と約1兆円の投資が見込まれています。

過去10年間の企業本社の転入も1,324社と日本一です。

グローバルな競争が激化する中、私は地方が主体的に地域の産業や雇用を創出する「通商産業政策の地方分権化」が日本の競争力を高めると考えています。

埼玉県ではアジアの活力を取り込むため、県内企業の海外進出を支援する窓口を中国やベトナム、タイに設置しました。また、県内企業の製品や技術の海外への売込みも行っています。

交通網が発達し研究機関も集積している本県の優位性を生かし、先端産業の育成などにも取り組みます。

また、グローバル人材の育成のため10億円規模の基金を創設し、3年間で延べ800人の奨学生を送り出しました。

さらに、若者の自立を支援するため、生活保護世帯の子供への学習支援や不登校対策、発達障害の早期発見とケアにも力を入れています。

一方、日本全体が抱える課題に成功モデルを示せるよう「埼玉エコタウンプロジェクト」、「健康長寿埼玉プロジェクト」、「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」も進めています。

自治体が切磋琢磨する中で日本を元気にする政策が蓄積されます。

競い合うことで日本の元気を盛り上げる。埼玉県はそのトップランナーとして日本の再生を先導していきます。

第4地区・越谷で賀詞交歓会を開催

「観光づくり」の推進で各界から多くの来賓も出席

埼玉組は1月20日、平成26年賀詞交歓会を越谷市の「ベルヴィギャザホール」で開催した。平成24年度から5年間の観光に関する施策展開の指針となる埼玉県観光づくり基本計画も着実に推進され、官民一体となった事業展開に大きな期待が寄せられているなか、賀詞交歓会は多くの組合員、そして、国会議員はじめ各界から多くの来賓を迎えて行われた。また会場には組合指定商社による展示会も設けられ、組合員らは



新年会場には指定商社の「彩国会」展示コーナーも



賀詞交歓会の会場には組合の指定商社「彩国会」による展示コーナーも設けられ、経営に役立つ情報が提供された。



「埼玉県おもてなしサポートブック」を作成

郷土埼玉の良さをPRできる観光情報などを掲載

埼玉県おもてなし力向上実行委員会（県及び観光関係事業者等で構成）では観光関係事業者がおもてなし力の向上を図るために開催する研修会や講座等で活用してもらうための教本「埼玉県おもてなしサポートブック」を作成した。教本には、おもてなしの必要性や実践方法等に加えて、観光関係事業者等が自信をもって郷土埼玉の良さをPRすることができるような観光情報等を掲載している。

「おもてなしについて考えよう」とした第1編ではおもてなしの必要性やホスピタリティ・思いやり・郷土愛をベースとした「埼玉ならではのおもてなし」などを紹介。「郷土埼玉を知ってPRしよう」の第2編では、自分の好みに合った観光資源（グルメ、アニメ、伝統工芸、工場等）をYES/NOチャートで楽しみながら探し、学ぶことで、郷土埼玉への理解を促進。また、郷土愛のおもてなし実践のレベルを測定するためのチェックシートも掲載している。

規格はA4判（カラー）30ページ。なお、インターネットから全ページのPDFファイル（13.89MB）をダウンロードすることができる。

経営に役立つ有益な情報を得ることができた。

篠崎専務理事が司会を務める第一部では、平沢副理事長の開会の言葉に続き、池田副理事長（理事長代行）、小泉副理事長があいさつし、また、来賓を代表して、土屋品子衆議院議員（代理）、黄川田仁志衆議院議員、片山さつき参議院議員（組合顧問）、藤林富美雄県議会議員、そして瀧田越谷市市長公室長らが祝辞を述べた。

第二部は大倉事業部長が司会を務め、北堀副理事長のあいさつと村山青年部長の乾杯の音頭で終始和やかな歓談が続いた。

【写真説明】新年会会場。あいさつする池田理事長代行、小泉副理事長、片山さつき参議院議員（組合顧問）、黄川田仁志衆議院議員（第三区）、藤林富美雄県議会議員、瀧田越谷市役所市長公室長、北堀副理事長、村山青年部長、歓談する平沢副理事長、三味線を弾いておもてなしをする草加八潮支部の池田智基さん（越後家旅館・右側）そして指定商社「彩国会」のみなさん



組合・支部活動

秩父支部が「敬老の集い」を

福祉ボランティア活動補助金で

昼食や温泉入浴でおもてなし
ケアハウス「藤の里」のお年寄りを招く

秩父支部では平成25年9月23日、ホテル美やまでケアハウス「藤の里」のお年寄りのみなさんを招いて「平成25年度敬老の集い」を開いた。平成25年度福祉ボランティア活動補助金を受けて実施したもので、埼旅組の北堀副理事長のあいさつのもと、高齢者に配慮した温かい昼食の提供、自家源泉大浴場にての入浴、秩父屋台囃子やカラオケ大会などを楽しんだ。



敬老の集いは秩父支部のホテル美やまで行われ、北川誠八さんの司会で北堀副理事長があいさつを述べた



メニュー等の適正な表示を

県民生活部消費生活課が組合に要請

阪神阪急ホテルズのメニュー表記問題は、一連の全国的な食材の不当表示発覚の契機となったが、県民生活部では組合に対して次ぎのように理解と協力を求めている。

◇県内外においてメニュー表示とは異なる食材を使用して料理を提供していた事案が報じられているが、商品または役務の内容について、事実と異なる表示を行い消費者を著しく誤認させ

ることは、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）により禁止されている。メニュー等の適正な表示の徹底を図り、食品の安全と安心を確保するため、メニュー等に事実と異なる表示がないか速やかに点検を行い、消費者を著しく誤認させることのないように適正な表示を行ってほしい。また今後食品表示関連法に係る正しい知識の習得に努め、その遵守を徹底してほしい。

国際テロ対策へのご理解とご協力を

～テロリストに利用されないために～

埼玉県ホテル旅館生活衛生同業組合の皆様方には、平素から、警察業務各般にわたり、ご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

2001年（平成13年）9月の米国における同時多発テロ事件以降、世界各国でテロ対策が強化されておりますが、昨年4月には、米国ボストンにおいて、8歳の男児ら3人が死亡し、200人以上が負傷した爆弾テロ事件が発生するなど、テロの脅威は依然として高い状況にあります。

現在、地元の警察署員がホテルや旅館を訪問し、テロ対策へのご理解とご協力を呼びかけているところですが、組合員の皆様には、次の2点について引き続きご協力をお願いします。

●本人確認の徹底（旅券の確認と写しの保存）と宿泊者名簿の確実な記載

●不審な宿泊者を発見したときの警察への通報（例）・旅券の提示や写しを拒む・宿泊者名簿記載時に旅券を見ながら氏名を記載する・宿泊者以外の人物が部屋を出入りする

ホテル、旅館、ウィークリーマンション等の宿泊施設は、国際テロの拠点、一時滞在の場所としてテロリストが潜伏する可能性があります！

今年4月にはオバマ米国大統領来日が見込まれ、2020年（平成23年）にはオリンピック・パラリンピック東京大会など世界が注目するスポーツ大会が開催予定です。警察では、引き続き、テロリストが利用する可能性のある施設への依頼に加え、公共交通機関の警戒警備など、国際テロの未然防止に向けた活動を推進しますので、ご理解とご協力をお願いします。

川口支部の皆さんが新藤義孝総務大臣と懇談



川口ホテル旅館組合（相川照男組合長）は12月9、10の両日、研修旅行を行い、9日には地元選出の新藤義孝総務大臣に会い、懇談。このあと横浜ではみなとみらいの音と映像のアミューズメント施設・オービィーを見学。10日には、熱海温泉・サンミ俱樂部を出発後、アサヒビール神奈川工場を見学した。写真は総務省の大臣室で新藤義孝大臣と懇談するみなさん。

JKK(北川雅代会長)が勉強会を



全旅連女性経営者の会（北川雅代会長、JKK・秩父支部「ホテル美やま」）は1月22、25の両日、山形県・上山温泉「展望露天の湯 有馬館」で定例会を開き、勉強会では、講師に土屋講社会保険労務士（土屋労務管理事務所、山形県社会保険労務士会副会長）を招いて、労務管理について学んだ。

土屋氏は「旅館ホテル業は労働条件が多種多様であることや経営者の労働法に対する認識不足などから、他業種に比べ、労働トラブルに発展する例が多い」と述べ、人事管理の実務について講話した。

金融セミナーのテーマは「宿屋の悩み解決します」

金融機関同士の経営統合顕著に債務者には「きびしい指導」も
銀行との条件交渉には細心の注意を

耐震診断では事前の調査を 施工方法(壁・柱の補強)の確認も

全旅連の経営・金融委員会(岡本厚委員長)は3月11日、東京・千代田区の砂防会館で金融経営セミナーを開き、渡邊清一郎・全旅連経営コンサルタントによる基調講演、また、経営・金融委員会委員らによるパネルディスカッションを行った。渡邊氏は債務者、債権者の相方の経験を生かして様々な業種の経営改善や再生に携わり、現在は主に旅館ホテルを中心とするサービス業の経営改善・再生コンサルティングを行っている。同セミナーでは「宿屋の悩み解決します」をテーマに講演した。

渡邊氏は「負債をいかに減らしていくかを考える時、交渉のタイミングや方法を間違いないためにも相手である金融機関の動きをよく知る必要がある」とし、中小企業金融円滑化法終了後の金融機関の情勢について噛み砕いて解説した。この中で、「今、金融庁が地域金融機関に広域での提携や再編を求めているところから、現在、金融機関同士の経営統合や業務提携が行われている。これによって、金融機関の対応が変わってくることは十分に予想される。今までとは若干なりとも辛口の指導が出てくるなど、実績が上がらない債務者、また金融機関と条件交渉を控えている企業は注意が必要だ」と語り、これに関連して「金融再編と不良債権処理」や「債務放棄(債務免除)」および「保証人対応」といった法的整理などについても詳細に説明した。また、耐

経営・金融委員会が「金融セミナー」を

パネルディスカッションも実施



講演する渡邊氏とパネルディスカッション

震補強問題では、いきなり「診断」ではなく、「事前相談(調査)→診断→設計→施行」が望ましい」と述べたほか、施工方法(壁補強、柱補強など)についてしっかりと確認することが必要だと語り、それぞれの補強について特徴を説明した。

このほか、旅館・ホテルが活用できる様々な補助金について述べ、エネルギー使用合理化事業者支援補助金、住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金、ものづくり・商業・サービス補助金などについて説明した。

全国大会は6月4日、宮城県仙台市で
式典では青年部の45周年記念行事も



上・式典会場の電力ホール・
下・展示会・懇親会会場の江
陽グランドホテル

平成26年度全国大会は6月4日、宮城県仙台市の電力ホール(青葉区一番町3-7-1)で開催される。12:00受付開始、13:00～式典・アトラクション、15:30～全旅連青年部45周年記念大会、17:30～懇親会。展示会・懇親会は江陽グランドホテル(電力ホールから徒歩3分。なお電力ホール、江陽グランドホテルはJR仙台駅から徒歩13分)。

「あなたの旅館は大丈夫ですか」

銀行が融資先に対して行う信用格付けとは

パネルディスカッション=写真=では同委員会の岡本厚委員長が、「経営者は自らの会社の実情がどういふ状況にあるのか、常に把握できるようにしてほしい」と語った。岩井美晴委員は金融機関での実務経験を活かして、銀行・信用金庫・信用組合などの金融機関が融資先に対して行う信用格付けについて述べ、「あなたの旅館は大丈夫ですか」という双六表を示しながら銀行がどうやって格付けをしているかを紹介した。石橋政治委員は十数年前に自らが選んだ民事再生



での実務的な手続きの流れや債務免除の基本的な考え方について、また、日本政策金融公庫の富田・東京地区統括室長は生活衛生融資について語り、組合員だけが活用できる振興事業貸付と無担保・無保証人が特徴の生活衛生改善貸付などを紹介した。

平成 26 年度旅政連支部長会議 平成 25 年度第 2 回全旅連理事会開催

固定会費は旅政連の活動強化で増額

年々多くなった政治的活動による懸案事項

チェーンホテルの一括入会は全旅連が掌握・推進

全旅連が都道府県組合との橋渡しを



**平成 26 年度の活動方針を承認
改正耐震改修法などへの対策活動も**

全国旅館政治連盟（佐藤信幸理事長）は 2 月 18 日、東京・千代田区の全国町村会館で平成 26 年度全国旅館政治連盟支部長会議＝写真＝を開き、平成 25 年度活動報告、平成 25 年度収支報告及び監査報告、平成 26 年度活動方針案、パーティー券購入案、及び収支予算案を審議し、原案通り承認した。平成 26 年度は、耐震改修促進法による耐震診断・耐震工事については、事業者に多くの負担が及ばない補助率と融資の確保を目指すほか、消費税については組合員が価格転嫁しやすい外税表示の維持・徹底と恒久化、NHK



受信料問題ではの英国放送協会と同程度の値下げを目指すなど 11 項目を掲げて活動していく。全国旅館政治連盟パーティー券購入額（固定費）は平成 25 年度の 20 万円に対し 10 万円の値上げが承認され、30 万円となった。これは、政治的に解決していかなければならない懸案事項が年々多くなってきているため、一般の組合員の負担を抑え、かつ増収を図るため固定会費の改訂となった。

**旅政連が「全国の集い」を開催
細田会長ら観議連の執行部が出席して懇談**



旅館会館内の四川飯店で開かれた旅政連「全国の集い」では細田観議連会長があいさつし「耐用年数の問題は、地方税当局が他の建物全体を勘案すると 2 段跳びの対応はできないとのことであった。観議連としてはまた次の 1 段を考えていく所存だ」と述べ、業界の協力を求めた。また会場では望月幹事長、高橋事務局長、岩屋幹事長代理も出席し、懇談した。



「旅政連 全国の集い」に出席した観議連の細田会長、望月幹事長、高橋事務局長、岩屋幹事長代理。下：細田会長と懇談する支部長のみなさん

**チェーンホテルは全旅連と県組合との連携で
支部組合への入会にも積極的な取組みを**

引き続いて行われた理事会＝写真＝では平成 26 年度通常総会提出議案、耐震改修実施に伴う建設資金積立の取り崩し、平成 26 年度理事会並びに通常総会開催日時（平成 26 年 6 月 3 日）・場所（南三陸ホテル観洋）並びに平成 27 年度全国大会開催地案（佐賀県）などを承認。人事では清沢正人理事の専務理事就任を承認（正式には 6 月の通常総会をもって就任となる）。

また、全旅連を窓口とするチェーンホテル一括入会については、全旅連が各都道府県組合とチェーンホテルとの橋渡しを行ったうえで、



支部組合への入会についても前向きな取組みをもって推進していくことを決めた。

報告事項では多田計介シルバースター部会長からシルバースターの登録拡大と第 17 回「人に優しい地域の宿づくり賞」エントリー推進の協力依頼、3 月末発行のコンシェルジュ読本、3 年目となる今夏の「ハローキティ」誘客キャンペーン（オリジナルうちの作成など）について説明があった。



固定資産評価や改正耐震法 消費税外税化等の問題研修

ネット対策・広報委員会は楽天
アフィリエイト問題について解説

「人に優しい地域の宿づくり賞」への参加を依頼

会長が全旅連活動への支援に謝意 あらためて理解と協力を求める

全旅連は10月22日、東京・千代田区の都道府県会館で、平成25年度都道府県組合事務担当者研修会を開き、依田泰厚生労働省健康局生活衛生課長による講演、佐藤会長による全旅連活動についての講話、楽天アフィリエイト導入に関する問題への対応などの事業活動報告のほか意見交換会を行った。

佐藤会長はプロジェクターを使って活動について講話し、旅館ホテルの建物の固定資産評価の見直しや改正耐震改修促進法、消費税の外税化問題、NHK受信料問題など喫緊の3問題について語り、政治活動も視野に入れて全力で取り組んでいく考えを示した。

全旅連・事業協同組合等の活動では、「楽天アフィリエイト（成功報酬型広告）新システム」について、佐久間克文ネット対策・広報委員長が、このほど組合員に対して実施した同問題に関する緊急アンケートの結果をもとに説明。「楽天アフィリエイトの広告」の費用は、これまで楽天トラベルが集客するためのマーケティング活動として負担しているが、平成26年1月の本格導入で、これが宿泊施設側の負担となるという問題。「アンケートでは、同システムはほとんどの人が『納得できない』と回答している。今後全旅連としても導入撤回を求め協議していく構えだ」と述べた。このほか、全旅連事務局によるC→REX、シル

プロジェクターを使って活動を詳細に説明



佐藤会長がプロジェクターを使って全旅連の活動を報告した。下は埼旅組の沢津橋事務局長。

バースター部会、人に優しい地域の宿づくり賞、第92回全旅連全国大会、また、全旅連事業サービス（株）による全旅連保険、そして、組合での迅速な情報伝達を行う上で必要となってくるパワーポイントのファイルの閲覧の仕方などについての説明が行われた。



東京五輪では全国各地の魅力をもアピール

事務担当者研修会では、観光庁が10月16日に開催した「2020年オリンピックパラリンピック東京大会に関する観光連絡会」（全旅連も出席）についての資料も配布された。これは、業界関係者と連絡強化を図るなど官民一体となったオールジャパン体制のもと、日本の魅力をよりいっそう発信するとともに、訪日外国人（向け）の環境整備を着実に進めていく考えが示されたもの。

この中で、観光庁観光戦略課長の清水一郎氏が多言語対応、Wi-Fi環境の充実、宿泊施設の充実と多様化、CIQの充実やファーストレーンの設置、案内所やガイドの充実、そして、東京以外の地方への誘致などを今後取り組むべき課題としてあげた。特に地方については訪日プロモ-

問題を提起し意見交換会も実施

「旅館業を取り巻く環境」をテーマに講演 依田課長が「直面する課題」など語る

厚生労働省の依田泰課長＝写真＝が「旅館業を取り巻く環境」をテーマに講演し、「直面する課題」として価



格競争の激化、消費税増税と価格転嫁、建物の耐震化（耐震改修促進法への対応）、防火安全対策など、また、「外部環境の変化」として、シニア層、旅行形態、成熟化にみる長期的な需要構造、情報発信・口コミといったソーシャルネットワーク化などについての講話を行った。

集客面については、「消費者意識と旅館業の経営実態調査」での主な回答を紹介し、①他社にはない独自のサービスの提供②宿泊以外のサービスの拡充③インターネットを活用した集客活動の強化。ブログ、SNS等の口コミ効果による客数の増加④まごころをこめた細やかな接客・サービスの継続などに努めてほしいと語った。また、旅館業は、人対人のサービス業であるとともに、設備投資を必要とする装置型産業であるが、地域の観光・ビジネス資源への依存といった地域密着産業としての「特性」もあり、地域の魅力を結びつける場としての役割をも担っていると述べた。

ションを実施することで、東京に加え全国各地の魅力をアピールして誘客に努めていく。

魅力ある観光地域の形成では、多様な国からの訪日数が想定される中、東京のみならず、観光地の周遊促進を図るため、各地域における観光地域づくり体制の構築、宿泊魅力の向上、滞在プログラムの造成等ソフト・ハード一体となった魅力ある観光地域の形成を図るとしている。

従業員 20 人以下の事業所が小規模事業者に

受けやすくなった地域金融機関などからの融資

厚生労働省とのヒアリングにおいて毎年要望してきた「小規模事業者の拡大」については 12 月 26 日の臨時閣議で認められ、宿泊業及び娯楽業を営む従業員 20 人以下の事業所が小規模事業者として規定されることになった。これまで宿泊業及び娯楽業については、サービス業として、常時使用する従業員の数が 5 人以下の事業所を小規模事業者としていた。このたびの小規模企業の範囲を弾力化する政令改正により、宿泊業を営む従業員、6 人以上 20 人の事業者は、小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経、小規模事業者支援法）を新たに利用できることになり、事業者にとっては、地域金融機関などから融資が受けやすくなる効果が期待される。

このほか、小規模事業者の範囲が拡大されることによって、廃業や退職に備え必要な資金を積み立てておく小規模企業共済制度に加入できるようになり、掛金控除等の措置を受けることができる。これらのマル経は 1 月 7 日から適用対象に、小規模企業共済制度は 4 月 1 日から加入対象となる。なお、無担保・無保証人制度で、運転資金、設備資金として活用できるマル経（衛経）融資は、貸付限度額（現行 1,500 万円）が、平成 26 年度から、一定の要件（事業計画を作成し、経営指導員による実施訪問を半年毎に 1 回以上受けること）を満たす場合には 2,000 万円に拡充された。

景気回復が国家的課題！「交際費課税の見直し」が実現

平成 26 年度旅館業界の税制改正に関する要望の中で「交際費については、非課税にされたい」と要望していた交際費課税については見直しが行われた。

「交際費については、資本金 1 億円以下の法人の場合、800 万円まで損金算入できることとなったが、景気回復が国家的課題となっている今、景気を刺激し消費の拡大（消費税の増加）を図るうえでも、資本金 1 億円を超える大企業を含むすべての法人で、全額損金算入し非課税とされたい」と要望していたもので、見直しの内容は、①交際費等の額うち、飲食のために支出する費用の額（もっぱらその法人の役員、従業員等に対する接待費等のために支出する費用、いわゆる社内接待費を除く）の 50%を損金算入できることとするともに、②中小法人に係る交際費の損金算入の特例（800 万円まで全額損金算入）の延長（①または②のいずれかを選択。適用期限 2 年）が行われることになった。大企業もまた選択可能となり、交際費の非課税が認められた。

「表示マーク」を交付、「適マーク」が事実上復活へ 平成 26 年 4 月 1 日から受付と審査を開始

総務省消防庁は、宿泊施設の防火安全性を証明する「表示マーク」=写真=を交付する新たな表示制度を 4 月 1 日から運用開始する。10 年前に廃止された旧「適マーク」を事実上、復活させる。本制度は、ホテル・旅館等からの申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して「表示マーク」を交付するもの。対象となる建物は、3 階建て以上で収容人員 30 人以上のホテル・旅館等（複合用途の建物内にホテル・旅館等がある場合を含む）が対象。平成 26 年 4 月 1 日から受付・審査を始める。



ホテル・旅館等の関係者は表示マーク交付（更新）申請書に①防火対象物定期点検結果報告書②消防用設備等点検結果報告書③特殊建築物定期調査報告書④製造所等定期点検記録表⑤その他消防機関が必要と認める書類を添えて管轄の消防機関に申請する。実施スケジュールとしては平成 26 年 8 月 1 日以降に表示マークの交付を開始するとしている。表示マークは有効期間によって銀・金の 2 種類。初めは有効期間 1 年の「銀」を掲出。3 年間継続して表示基準に適合していると認められる場合は「金」（有効期間 3 年間）の掲出となる。この表示マークはインターネット上でも掲示が可能となっている。

旅館ホテルも自動火災報知設備の設置義務付け 既存の建物等は平成 30 年 3 月 31 日までに設置を

【旅館・ホテルに係る法令改正の状況】

これまで、旅館・ホテル等における自動火災報知設備の設置の基準は、延べ面積 300 m²以上となっていたが、一般住宅への住宅用火災警報器の設置や、小規模な宿泊施設での火災の発生状況等を考慮して、平成 25 年 12 月 27 日に、消防法令が改正され、全ての旅館・ホテルに、自動火災報知設備の設置が義務付けされた。

改正の施行日は、平成 27 年 4 月 1 日（新築の建物）。既存の建物等は平成 30 年 3 月 31 日までに設置が必要となる。